

平成 3 0 年 6 月定例月議会議案一覧

議案番号	件 名
報告 6	平成 2 9 年度豊明市土地開発公社決算並びに平成 3 0 年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
報告 7	平成 2 9 年度豊明市一般会計予算の継続費に係る繰越報告について
報告 8	平成 2 9 年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
報告 9	平成 2 9 年度豊明市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越報告について
報告 1 0	平成 2 9 年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
議案 5 1	人権擁護委員候補者の推薦について
議案 5 2	財産の買入れについて（食器洗浄機）
議案 5 3	市道の路線廃止について
議案 5 4	市道の路線認定について
議案 5 5	豊明市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会設置条例の制定について
議案 5 6	豊明市二村台地区新設校開設準備委員会設置条例の制定について
議案 5 7	豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案 5 8	豊明市税条例等の一部改正について
議案 5 9	豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
議案 6 0	豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
議案 6 1	豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案 6 2	豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案 6 3	豊明市介護保険条例の一部改正について
議案 6 4	豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案 6 5	平成 3 0 年度豊明市一般会計補正予算（第 1 号）について

報告第 6 号

平成 29 年度豊明市土地開発公社決算並びに平成 30 年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、土地開発公社に係る経営状況に関する事項について、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

平成 2 9 年度

収 支 決 算 書

豊明市土地開発公社

平成 3 0 年 5 月 8 日 認定

事業報告書

1 総括事項

平成29年度の取得事業及び処分事業はありませんでした。

2 役員会に関する事項

(1) 理事会(平成29年5月11日)

議案第3号 平成28年度豊明市土地開発公社収支決算の認定について

議案第4号 剰余金の処分について

(2) 理事会(平成30年3月19日)

議案第1号 平成30年度豊明市土地開発公社事業計画について

議案第2号 平成30年度豊明市土地開発公社収支予算について

議案第3号 豊明市土地開発公社個人情報保護規程の一部改正について

平成 2 9 年度 豊明市土地開発公社 決算状況報告書

収益的収入及び支出の部

平成30年3月31日

				予 定 額				(単位：円)	
款	区 項	分 目	節	当 初	補 正	流 用 額	計	執 行 額	予定額との比較
1. 事業収益				0	0	0	0	0	0
	1. 公有地取得事業収益			0	0	0	0	0	0
		1. 公有用地売却収益		0		0	0	0	0
2. 事業外収益				130,000	0	0	130,000	10,024	119,976
	1. 受取利息			129,000	0	0	129,000	10,024	118,976
		1. 受取利息		129,000	0	0	129,000	10,024	118,976
	2. 雑収益			1,000	0	0	1,000	0	1,000
		1. 雑収益		1,000	0	0	1,000	0	1,000
収 入 合 計				130,000	0	0	130,000	10,024	119,976

				予 定 額				(単位：円)	
款	区 項	分 目	節	当 初	補 正	流 用 額	計	執 行 額	予定額との比較
1. 事業原価				0	0	0	0	0	0
	1. 公有地取得事業原価			0	0	0	0	0	0
		1. 公有用地売却原価		0	0	0	0	0	0
2. 販売費及び一般管理費				125,000	0	0	125,000	81,000	44,000
	1. 販売費及び一般管理費			125,000	0	0	125,000	81,000	44,000
		1. 人件費		40,000	0	0	40,000	10,000	30,000
			1. 報酬	40,000	0	0	40,000	10,000	30,000
		2. 経費		85,000	0	0	85,000	71,000	14,000
			1. 旅費	1,000	0	0	1,000	0	1,000
			2. 交際費	1,000	0	0	1,000	0	1,000
			3. 需用費	10,000	0	0	10,000	0	10,000
			4. 役務費	1,000	0	0	1,000	0	1,000
			5. 負担金	1,000	0	0	1,000	0	1,000
			6. 公租公課	71,000	0	0	71,000	71,000	0
3. 予備費				5,000	0	0	5,000	0	5,000
	1. 予備費			5,000	0	0	5,000	0	5,000
		1. 予備費		5,000	0	0	5,000	0	5,000
支 出 合 計				130,000	0	0	130,000	81,000	49,000

資本的収入及び支出の部
収 入

(単位：円)

区 分				予 定 額						執 行 額	予定額との比較	備 考
款	項	目	節	当 初	補 正	流 用 額	小 計	繰 越 額	合 計			
1. 資本的収入				106,000	0	0	106,000	0	106,000	66,103	39,897	
	1. 借入金			106,000	0	0	106,000	0	106,000	66,103	39,897	
		1. 借入金		106,000	0	0	106,000	0	106,000	66,103	39,897	
収 入 合 計				106,000	0	0	106,000	0	106,000	66,103	39,897	

支 出

(単位：円)

区 分				予 定 額						執 行 額	予定額との比較	備 考
款	項	目	節	当 初	補 正	流 用 額	小 計	繰 越 額	合 計			
1. 資本的支出				106,000	0	0	106,000	0	106,000	66,103	39,897	
	1. 公有地取得事業費			106,000	0	0	106,000		106,000	66,103	39,897	
		1. 用地費		0	0	0	0		0	0	0	
		2. 補償費		0	0	0	0		0	0	0	
		3. 委託料		0	0	0	0		0	0	0	
		4. 工事費		0	0	0	0		0	0	0	
		5. 支払利息		106,000	0	0	106,000		106,000	66,103	39,897	
		6. 需用費		0	0	0	0		0	0	0	
			1. 消耗品費	0	0	0	0		0	0	0	
	2. 償還金			0	0	0	0		0	0	0	
		1. 借入償還金		0	0	0	0		0	0	0	
支 出 合 計				106,000	0	0	106,000	0	106,000	66,103	39,897	

資金執行計算書

(単位：円)

受 入 資 金	15,496,046
1 事業収益	0
2 事業外収益	10,024
3 長期借入金	66,103
4 前年度繰越金	15,419,919
支 払 資 金	147,103
1 販売費及び一般管理費	81,000
2 公有地取得事業費	66,103
3 償 還 金	0
4 前年度未払金	0
差 引	15,348,943

損益計算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位：円)

1 事業収益

(1) 公有用地売却収益

0

事業収益合計

0

2 事業原価

(1) 公有用地売却原価

0

事業原価合計

0

事業総利益

0

3 販売費及び一般管理費

(1) 販売費及び一般管理費

81,000

販売費及び一般管理費合計

81,000

事業損失

81,000

4 事業外収益

(1) 受取利息

10,024

(2) 雑収益

0

事業外収益合計

10,024

当年度純損失

70,976

財 産 目 録

資 産 の 部

平成30年3月31日
(単位：円)

区 分	明 細	金 額
預 金	普通預金及び定期預金	15,333,943
基 金	定 期 預 金	10,000,000
土 地	公 有 用 地	19,411,059
合 計		44,745,002

負 債 の 部

平成30年3月31日
(単位：円)

区 分	借 入 先 等	金 額
長期借入金	碧海信用金庫豊明支店	13,582,590
	西尾信用金庫豊明支店	5,813,469
合 計		19,396,059

事業原価計算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位：円)

1 公有用地取得事業費

(1) 用地費	<u>0</u>
(2) 補償費	<u>0</u>
(3) 委託料	<u>0</u>
(4) 工事費	<u>0</u>
(5) 支払利息	<u>66,103</u>
(6) 需用費	<u>0</u>

当年度取得事業原価	<u>66,103</u>
前年度末未処分用地	<u>19,344,956</u>
当年度用地売却原価	<u>0</u>
当年度末未処分用地	<u>19,411,059</u>

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		
1 流動資産		
(1) 現金及び預金	<u>15,333,943</u>	
(2) 公有用地	<u>19,411,059</u>	(※1)
流動資産合計		<u>34,745,002</u>
2 固定資産		
(1) 投資その他の資産	<u>10,000,000</u>	
固定資産合計		<u>10,000,000</u>
資 産 合 計		<u>44,745,002</u>
負 債 の 部		
1 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>19,396,059</u>	
固定負債合計		<u>19,396,059</u>
負 債 合 計		<u>19,396,059</u>
資 本 の 部		
1 資本金		
(1) 基本財産	<u>10,000,000</u>	
資本金合計		<u>10,000,000</u>
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	<u>15,419,919</u>	
(2) 当期純損失	<u>70,976</u>	
準備金合計		<u>15,348,943</u>
資 本 合 計		<u>25,348,943</u>
負 債・資 本 合 計		<u>44,745,002</u>

※1 個別法による原価法に依っております。

キャッシュ・フロー計算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入	0
公有地取得事業支出	△ 66,103
人件費支出	△ 10,000
その他の業務支出	△ 71,000
小計	△ 147,103
利息の受取額	10,024
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 137,079

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

0

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入れによる収入	66,103
長期借入金の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	66,103

IV 現金及び現金同等物減少額 70,976

V 現金及び現金同等物期首残高 5,404,919

VI 現金及び現金同等物期末残高 5,333,943

剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位 円)

1 前年度繰越剰余金	<u>15,419,919</u>
------------	-------------------

2 当年度純損失	<u>70,976</u>
----------	---------------

これを次のとおり処分するものとする。

翌年度繰越剰余金	<u>15,348,943</u>
----------	-------------------

平成 2 9 年 度 決 算 付 属 明 細 書

豊 明 市 土 地 開 発 公 社

平成29年度 公有用地明細表

(平成29年4月1日～平成30年3月31日) (単位: 円、㎡)

事業名	費目	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
大根若王子線用地 (間米町鶴根地内)	買収費	14,389,800	0	0	14,389,800	
	補償費	4,733,014	0	0	4,733,014	
	支払利息	207,142	66,103	0	273,245	
	事務費・その他	15,000	0	0	15,000	
	計	19,344,956	66,103	0	19,411,059	
	面積	174.00	0.00	0.00	174.00	
合 計	買収費	14,389,800	0	0	14,389,800	
	補償費	4,733,014	0	0	4,733,014	
	支払利息	207,142	66,103	0	273,245	
	事務費・その他	15,000	0	0	15,000	
	計	19,344,956	66,103	0	19,411,059	
	面積	174.00	0.00	0.00	174.00	

長期借入金明細表

(単位：円)

区 分	借入先	利率 %	借入年月日	借入方法	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高 (うち1年内返済予定額)	備考
大根若王子線用地 (間米町鶴根地内)	碧海信金	0.350	H26.01.22	手形	13,535,288	47,302	0	13,582,590	
大根若王子線用地 (間米町鶴根地内)	西尾信金	0.325	H26.03.20	手形	5,794,668	18,801	0	5,813,469	
合 計					19,329,956	66,103	0	19,396,059	

事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	0	
合 計		0	

事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	0	
合 計		0	

資本金明細表

(単位：円)

区 分	出 資 団 体 名	出 資 金	摘 要
基 本 財 産	豊 明 市	10,000,000	
合 計		10,000,000	

平成 29 年度豊明市土地開発公社事業実績

取 得

事業名	所 在	面積(m ²)	地目	金 額(円)	事業報告 No.
都市計画道路用地		174.00		66,103	
大根若王子線用地	間米町鶴根地内	174.00	宅地	66,103	(1)
合 計					

処 分

事業名	所 在	面積(m ²)	地目	金額(円)	事業報告 No.
合 計		0.00		0	

決 算 審 査 意 見 書

平成 2 9 年度豊明市土地開発公社収支決算並びに関係書類について豊明市土地開発公社定款第 2 4 条の規定により審査したところ適正に処理されていることを認めます。

なお、用地の取得、処分については、今後も、土地取得の目的及び資金計画を十分勘案し、公社運営が健全かつ円滑に推進できるよう万全を期されたい。

平成 3 0 年 4 月 2 4 日

豊明市土地開発公社理事長 殿

豊明市土地開発公社

監事 鈴木美智雄 

監事 平下義太 

平成 3 0 年度

事業計画及び収支予算書

豊明市土地開発公社

平成 3 0 年 3 月 1 9 日 議決

平成30年度豊明市土地開発公社事業計画

事業名	取得面積	処分面積
	m ²	m ²

平成 3 0 年度豊明市土地開発公社予算

(総則)

第 1 条 平成 3 0 年度豊明市土地開発公社の収支予算は、以下に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の予定)

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収 入		(単位 千円)
第 1 款	事業収益	0
第 1 項	公有地取得事業収益	0
第 2 款	事業外収益	90
第 1 項	受取利息	89
第 2 項	雑収益	1
収入合計		90

支 出		(単位 千円)
第 1 款	事業原価	0
第 1 項	公有地取得事業原価	0
第 2 款	販売費及び一般管理費	85
第 1 項	販売費及び一般管理費	85
第 3 款	予備費	5
第 1 項	予備費	5
支出合計		90

(資本的収入及び支出の予定)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収 入		(単位 千円)
第1款	資本的収入	19,560
第1項	借入金	19,560
	収入合計	19,560

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足した場合、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出		(単位 千円)
第1款	資本的支出	19,560
第1項	公有地取得事業費	106
第2項	償還金	19,454
	支出合計	19,560

(借入金)

第4条 資金の借入方法及び借入限度額並びに償還方法を次のとおり定める。

目 的	事業資金にあてるため
限 度 額	2,000,000千円以内
借 入 方 法	市中金融機関 手形借入
利 率	年利4.0%以内
償 還 方 法	土地売却代金を収納した都度償還するものとする。

I 平成30年度豊明市土地開発公社予算執行計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	節	金 額
1 事業収益				0
	1 公有地取得事業収益			0
		1 公有用地売却収益		0
2 事業外収益				90
	1 受取利息			89
		1 受取利息		89
	2 雑収益			1
		1 雑収益		1
収 入 合 計				90

支 出

(単位 千円)

款	項	目	節	金 額
1 事業原価				0
	1 公有地取得事業原価			0
		1 公有用地売却原価		0
2 販売費及び一般管理費				85
	1 販売費及び一般管理費			85
		1 人件費		0
			1 報酬	0
		2 経費		85
			1 旅費	1
			2 交際費	1
			3 需用費	10
			4 役務費	1
			5 負担金	1
			6 公租公課	71
3 予備費				5
	1 予備費			5
		1 予備費		5
支 出 合 計				90

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	節	金 額
1 資本的収入				19,560
	1 借入金			19,560
		1 借入金		19,560
収 入 合 計				19,560

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足した場合、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出

(単位 千円)

款	項	目	節	金 額
1 資本的支出				19,560
	1 公有地取得事業費			106
		1 用地費		0
		2 補償費		0
		3 委託料		0
		4 工事費		0
		5 支払利息		106
		6 需用費		0
			1 消耗品費	0
	2 償還金			19,454
		1 借入償還金		19,454
支 出 合 計				19,560

Ⅱ 資 金 計 画 書

(単位 千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予算額	増減 (△)
受入資金	15,482	34,984	19,502
(1) 事業収益	0	0	0
(2) 事業外収益	10	90	80
(3) 長期借入金	67	19,560	19,493
(4) 前年度繰越金	15,405	15,334	△ 71
支払資金	148	19,645	19,497
(1) 販売費及び一般管理費	81	85	4
(2) 公有地取得事業費	67	106	39
(3) 償還金	0	19,454	19,454
(4) 前年度未払金	0	0	0
差 引	15,334	15,339	5

Ⅲ 予 定 損 益 計 算 書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位 千円)

1 事業収益

(1) 公有用地売却収益

0

事業収益合計

0

2 事業原価

(1) 公有用地売却原価

0

事業原価合計

0

事業総利益

0

3 販売費及び一般管理費

(1) 販売費及び一般管理費

85

販売費及び一般管理費合計

85

事業損失

85

4 事業外収益

(1) 受取利息

89

(2) 雑収益

1

事業外収益合計

90

当年度純利益

5

Ⅳ 予 定 事 業 原 価 計 算 書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位 千円)

1 公有用地取得事業費

(1) 用地費	0
(2) 補償費	0
(3) 委託料	0
(4) 工事費	0
(5) 支払利息	106
(6) 需用費	0

当年度取得事業原価	106
前年度末未処分用地	19,411
当年度用地売却原価	0
当年度末未処分用地	19,517

V 予 定 貸 借 対 照 表

(平成31年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 流動資産

(1) 現金及び預金

15,339

(2) 公有用地

19,517

流動資産合計

34,856

2 固定資産

(1) 投資その他の資産

10,000

固定資産合計

10,000

資 産 合 計

44,856

負 債 の 部

1 固定負債

(1) 長期借入金

19,502

負 債 合 計

19,502

資 本 の 部

1 資本金

(1) 基本財産

10,000

資本金合計

10,000

2 準備金

(1) 前期繰越準備金

15,349

(2) 当期純利益

5

準備金合計

15,354

資 本 合 計

25,354

負 債 ・ 資 本 合 計

44,856

報告第 7 号

平成 29 年度豊明市一般会計予算の継続費に係る繰越報告について
継続費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により議会に報告する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

平成29年度豊明市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
8 土木費	4 都市 計画費	桜ヶ丘沓掛 線改良事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			1,300,000,000	246,000,000	323,000,000	569,000,000	473,000,000	96,000,000	96,000,000	96,000,000	0	0	0
合 計			1,300,000,000	246,000,000	323,000,000	569,000,000	473,000,000	96,000,000	96,000,000	96,000,000	0	0	0

報告第 8 号

平成 29 年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により議会に報告する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

平成 2 9 年度豊明市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
2 総務費	1 総務管理費	企画事務事業	円 1, 946, 000	円 1, 946, 000	円 0	円 0	円 0	円 1, 946, 000
9 消防費	1 消防費	消防施設設置事業	36, 972, 000	36, 972, 000	0	0	0	36, 972, 000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理事業	290, 830, 000	290, 830, 000	0	54, 285, 000	230, 800, 000	5, 745, 000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設維持管理事業	3, 348, 000	3, 348, 000	0	0	0	3, 348, 000
合 計			333, 096, 000	333, 096, 000	0	54, 285, 000	230, 800, 000	48, 011, 000

報告第 9 号

平成 29 年度豊明市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越報告について
事故繰越しに係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により議会に報告する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

平成 2 9 年度豊明市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事 業 名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				支 出 済 額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国県支出金	その他		
4 衛 生 費	2 清 掃 費	有機循環 推進事業	円 25,472,880	円 0	円 25,472,880	円 0	円 25,472,880	円 0	円 0	円 0	円 25,472,880	天候不順による工期延長によるもの

報告第 10 号

平成 29 年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について

繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により議会に報告する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

平成 2 9 年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円
3 公債費	1 公債費	公債費元金償還事業	38,853,000	38,853,000	0	0	0	38,853,000
合 計			38,853,000	38,853,000	0	0	0	38,853,000

議案第 5 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の堀川敏久氏は、平成 3 0 年 9 月 3 0 日任期満了となるので、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦するものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市栄町
氏 名 木 村 吉 男
生年月日

説 明

この案を提出するのは、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからである。

議案第 5 2 号

財産の買入れについて
下記のとおり財産を買い入れるものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 食器洗淨機 |
| 2 | 納 入 場 所 | 豊明市栄町殿ノ山地内 |
| 3 | 数 量 | 1 台 |
| 4 | 買 入 金 額 | 5 0 , 2 2 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 買 入 先 | 豊川市大橋町四丁目 1 2 7 番地
株式会社厨林堂
代表取締役 寺部 吉治 |
| 6 | 契約の方法 | 8 社の指名競争入札 |

説 明

この案を提出するのは、食器洗淨機を買い入れるため必要があるからである。

議案第 5 3 号

市道の路線廃止について

道路法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり廃止するものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

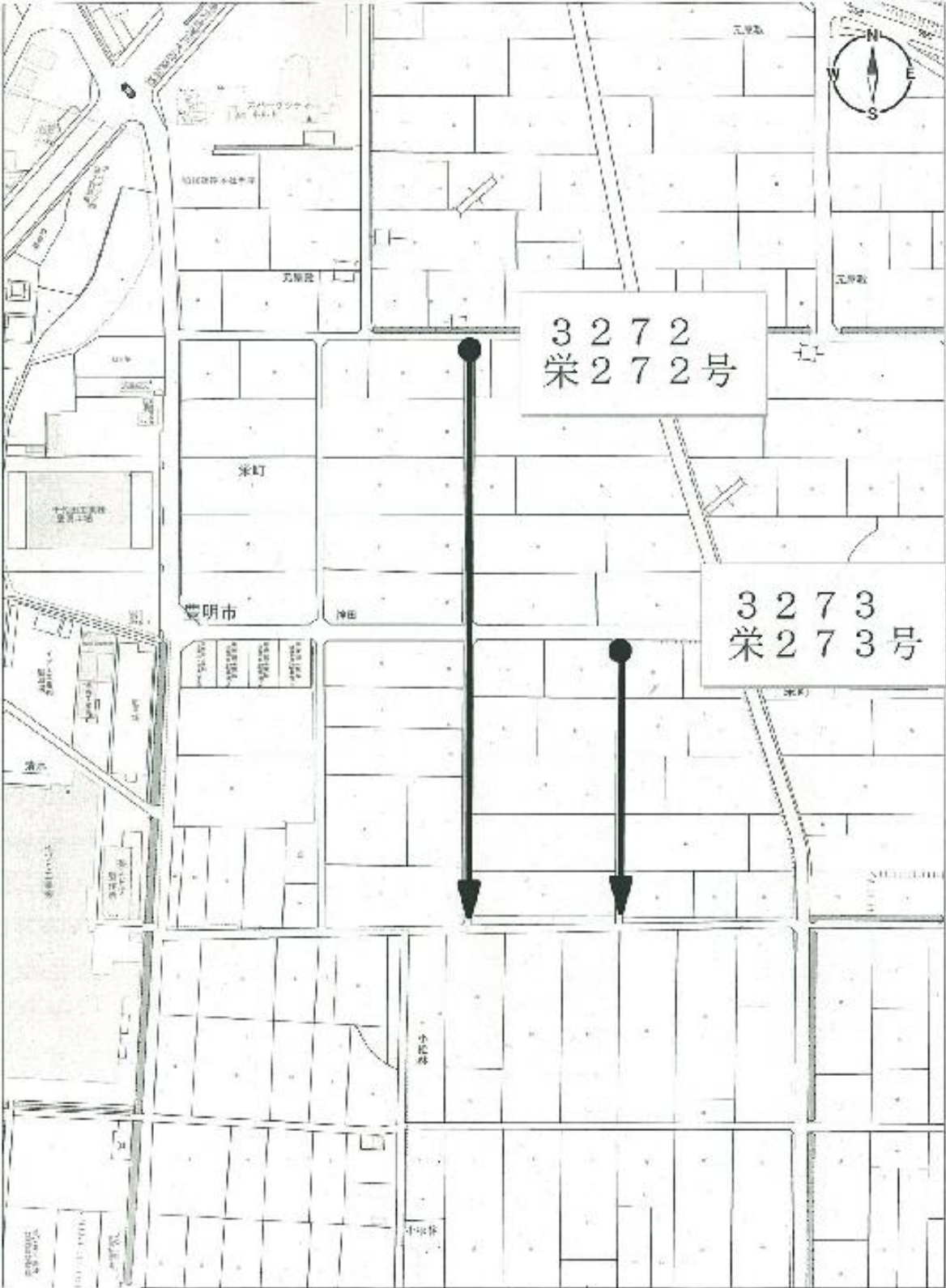
記

路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
3 2 7 2	栄 2 7 2 号	豊明市栄町神田 6 4 番地先 豊明市栄町神田 5 1 番地先		附図
3 2 7 3	栄 2 7 3 号	豊明市栄町神田 7 8 番地先 豊明市栄町神田 8 6 番地先		

説 明

この案を提出するのは、栄町神田地内の開発に伴い栄 2 7 2 号の一部及び栄 2 7 3 号の市道認定を廃止する必要があるからである。

附圖



議案第 5 4 号

市道の路線認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
3 2 7 2	栄 2 7 2 号	豊明市栄町神田 6 4 番地先 豊明市栄町神田 2 2 6 番地先		附図

説 明

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからである。

附圖



議案第 5 5 号

豊明市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会設置条例の制定について

豊明市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会設置条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、市が設置する学校において、いじめ等に関する重大事態が発生した場合に事実関係を調査する必要があるからである。

豊明市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校（本市が設置する学校に限る。以下同じ。）におけるいじめ等に関する重大事態に係る事実関係を調査するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、豊明市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ等 児童等（学校に在籍する児童又は生徒をいう。以下同じ。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等その他の者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの又はそれらの疑いがあるものをいう。

(2) 重大事態 次に掲げる事態をいう。

ア いじめ等により児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じ、若しくは生じている疑いがあると認めるとき。

イ いじめ等により児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ、又は余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(担当事務)

第3条 委員会は、いじめ等に関する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査を含む。）の結果についての調査その他の調査を行う。

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

- (2) 法律について専門的な知識及び経験を有する者
- (3) 社会福祉について専門的な知識及び経験を有する者
- (4) 少年犯罪について専門的な知識及び経験を有する者
- (5) 精神疾患又は発達障害に関する医療について専門的な知識及び経験を有する者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 6 号

豊明市二村台地区新設校開設準備委員会設置条例の制定について
豊明市二村台地区新設校開設準備委員会設置条例を別添のように定めるもの
とする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、
附属機関の設置について定める必要があるからである。

豊明市二村台地区新設校開設準備委員会設置条例

(設置及び目的)

第1条 豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校の統合における必要な事項及び課題等について協議・検討し、統合を円滑に推進するため、豊明市二村台地区新設校開設準備委員会（以下「開設準備委員会」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 開設準備委員会の担当事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開設後の学校（以下「新設校」という。）の名称、校歌、校章及び校旗等に関する事。
- (2) 新設校の通学体制に関する事。
- (3) 新設校の施設整備に関する事。
- (4) 統合に向けた交流行事及び記念行事等に関する事。
- (5) 新設校の教育内容に関する事。
- (6) 新設校のPTA組織に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、開設準備に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 開設準備委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 開設準備委員会は、次に掲げる者のうちから豊明市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 地域代表者
- (2) PTA及び保護者代表者
- (3) 学校関係職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開設準備委員会の設置の目的を達成した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 開設準備委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、開設準備委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 開設準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 開設準備委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 開設準備委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 開設準備委員会の庶務は、教育委員会学校教育課で行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、開設準備委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が開設準備委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 7 号

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、いじめ等に関する重大事態発生時調査委員の新設の
ため必要があるからである。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
47年豊明市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校薬剤師	年額 117,000
-------	------------

」

を

「

学校薬剤師	年額 117,000
いじめ等に関する重大事 態発生時調査委員会委員	日額 20,000

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 8 号

豊明市税条例等の一部改正について
豊明市税条例等の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市税条例等の一部を改正する条例

(豊明市税条例の一部改正)

第1条 豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第46条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第26条第1項第2号中「1,250,000円」を「1,350,000円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第33条の2中「扶養控除額を」の次に「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である」を加える。

第33条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者」に、「においては」を「には」に改める。

第35条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第46条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加える。

第46条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

1 2 第 1 0 項の規定により行われた同項の申告は、法第 7 6 2 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第 8 4 条を第 8 4 条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に次の 1 条を加える。

（製造たばこの区分）

第 8 4 条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1） 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

（2） かみ用の製造たばこ

（3） かぎ用の製造たばこ

第 8 5 条の次に次の 1 条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第 8 5 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で

定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第86条第1項中「第84条第1項」を「第84条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第90条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項下段を削り、同項の表1の項ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同項イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第86条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に「第84条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第84条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙

巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第86条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号ア又はイに定める金額に

当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第87条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第88条第3項中「第84条」を「第84条の2」に改める。

第90条中「第84条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に100, 000円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、第6項を第5項とする。

附則第10条の2第14項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第13項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は0とする。

附則第10条の2第12項を同条第16項とし、同条第11項を同条第15項とし、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同

条第7項を同条第6項とし、同項の次に次の5項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 豊明市税条例の一部を次のように改正する。

第86条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 豊明市税条例の一部を次のように改正する。

第86条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第87条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 豊明市税条例の一部を次のように改正する。

第86条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年

法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第87条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

第5条 豊明市税条例の一部を次のように改正する。

第85条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第86条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(豊明市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 豊明市税条例等の一部を改正する条例(平成27年豊明市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「新条例」を「豊明市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第84条第1項」を「豊明市税条例第84条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に「1, 262円」を「1, 692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中豊明市税条例第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第85条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第86条から第88条まで及び第90条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中豊明市税条例第26条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第35条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中豊明市税条例第86条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中豊明市税条例第25条第1項及び第3項並びに第46条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中豊明市税条例第26条第1項第2号の改正規定、同条例第23条の2及び第33条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中豊明市税条例附則第10条の2第13項を同条17項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の豊明市税条例の規定中個人の

市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の豊明市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 33 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 32 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 25 条第 1 項及び第 3 項並びに第 46 条第 10 項から第 12 項までの規定は、前条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税についてはなお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の豊明市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号。次条において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この条において「旧法」という。）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 3 2 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第 4 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第 2 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 4 3 項に規定する中小企業者等（以下この条において「中小企業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機

械装置等」という。)(中小事業者等が同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。))が行われた製造たばこ(豊明市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第30号)附則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の豊明市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。))第84条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。))又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。))附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税

を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条	第90条第1項若しくは第2項、	豊明市税条例等の一部を改正する条例（平成30年豊明市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第21条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第21条第3号	第74条の6第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限

	告書でその提出期限	
第 9 0 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 4 号）別記第 2 号様式
第 9 0 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 6 条第 3 項
第 9 2 条の 2 第 1 項	第 9 0 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 6 条第 2 項
	当該各項	同項
第 9 3 条第 2 項	第 9 0 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 6 条第 3 項

5 30年新条例第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第21条第3号の項中「第74条の6第1項の申告書、第90条第1項」とあるのは、「第90条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行

の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の豊明市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条	第90条第1項若しくは	豊明市税条例等の一部を
------	-------------	-------------

	第 2 項、	改正する条例（平成 30 年豊明市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において、「平成 30 年改正条例」という。） 附則第 9 条第 3 項、
第 21 条第 2 号	第 90 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 2 項
第 21 条第 3 号	第 74 条の 6 第 1 項の申告書、第 90 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 125 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 3 項の納期限
第 90 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号） 別記第 2 号様式
第 90 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 3 項
第 92 条の 2 第 1 項	第 90 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 2 項
	当該各号	同項
第 93 条第 2 項	第 90 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 3 項

5 32 年新条例第 91 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式

による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の豊明市税条例（以下この項及び次項に

において「３３年新条例」という。）第２１条、第９０条第４項及び第５項、第９２条の２並びに第９３条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３３年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表に右欄に掲げる字句とする。

第２１条	第９０条第１項若しくは第２項、	豊明市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年豊明市条例第 号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第１１条第３項、
第２１条第２号	第９０条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第１１条第２項
第２１条第３号	第７４条の６第１項の申告書、第９０条第１項若しくは第２項の申告書又は第１２５条第１項の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第１１条第３項の納期限
第９０条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号）別記第２号様式
第９０条第５項	第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第１１条第３項
第９２条の２第１項	第９０条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第１１条第２項
	当該各号	同項
第９３条第２項	第９０条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第１１条第３項

５ ３３年新条例第９１条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由

により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第１６条の２の５又は第１６条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第１６号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第１項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第 5 9 号

豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により国民健康保険税に関する情報連携が可能とされている事務手続きの一部の本格運用が開始されたことに伴い必要があるからである。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険税条例（昭和４７年豊明市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第２４条の２第２項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 0 号

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和５３年豊明市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号中「高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号」の次に「又は第５５条の２第１項第２号」を加える。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

（経過措置）

第２条 この条例の適用の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第 6 1 号

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
供の推進に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年豊明市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第２号中「同条第９項」を「同条第１１項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 2 号

豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊明市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者）」を加える。

第10条第3項に次の1号を加える。

（10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が
適当と認めた者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 6 3 号

豊明市介護保険条例の一部改正について
豊明市介護保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、介護保険法等の改正に伴う介護保険料等算定基準及び利用者負担割合の見直しにより、改正する必要があるからである。

豊明市介護保険条例の一部を改正する条例

(豊明市介護保険条例の一部改正)

第1条 豊明市介護保険条例（平成12年豊明市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加える。

第2条 豊明市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号中「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

ただし、第2条の規定は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊明市介護保険条例第6条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 4 号

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊明市消防団員等公務災害補償条例（昭和４７年豊明市条例第８４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「同法第３６条」を「これらの規定を同法第３６条第８項」に、「及び第３６条」を「及び第３６条第８項」に改める。

第５条第３項中「、第１号」の次に「又は第３号から第６号までのいずれか」を加え、「３３３円を」を「１人につき２１７円を」に改め、「２６７円（非常勤消防団員等に第１号に該当する者がいない場合には、そのうち１人については）及び（）」を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円（非常勤消防団員等に第１号に該当する者及び第２号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち１人については３００円）」を削る。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊明市消防団員等公務災害補償条例（以下次条及び第３条において「新条例」という。）の規定（第５条第３項中「３３３円を」を「１人につき２１７円を」に改める部分及び第１号及び第２号に該当する者がいない場合に係る部分を削る部分を除く。）は、平成３０年４月１日から適用する。

（経過措置）

第２条 新条例第５条第３項の規定は、この条例の適用の日（第５条第３項中「３３３円を」を「１人につき２１７円を」に改める部分及び第１号及び第２号に該当する者がいない場合に係る部分を削る部分にあつては施行の日。以下この条において「適用日等」という。）以後に支給すべき事由の生じた豊明市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下この条において「損害補償」という。）及び適用日等前に支給すべき事由の生じた適用日等以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下この条において「傷病補償年金等」という。）について適用し、

適用日等前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日等前に支給すべき事由の生じた適用日等前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

第3条 改正前の豊明市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）

第5条第3項の規定に基づき、平成30年4月1日からこの条例の施行の日
の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日
以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額に
より支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の
内払とみなす。

議案第 6 5 号

平成 3 0 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 1 号）

議案第 6 5 号

平成 3 0 年度豊明市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度豊明市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5, 3 5 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0, 0 0 5, 3 5 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歲入

単位：千円

[illegible]

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		8,817,792	11,466	8,829,258
	1 社会福祉費	4,283,813	11,466	4,295,279
4 衛生費		1,727,557	6,435	1,733,992
	1 保健衛生費	662,125	6,435	668,560
6 農林水産業費		125,892	2,515	128,407
	1 農業費	125,872	2,515	128,387
8 土木費		1,971,194	8,737	1,979,931
	4 都市計画費	1,373,663	8,737	1,382,400
9 消防費		820,042	1,187	821,229
	1 消防費	820,042	1,187	821,229
10 教育費		2,128,012	15,015	2,143,027
	1 教育総務費	491,683	1,173	492,856
	2 小学校費	307,426	2,484	309,910
	4 社会教育費	370,074	11,358	381,432
歳 出 合 計		19,960,000	45,355	20,005,355

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
保育所等施設整備補助事業	平成31年度	213,730

千円

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

13 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 民生費国庫補助金	45,362	1,620	46,982
計	115,248	1,620	116,868

14 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
4. 農林水産業費県補助金	16,550	509	17,059
計	420,165	509	420,674

14 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
6. 教育費委託金	117	200	317
計	152,376	200	152,576

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 心身障害者福祉費補助金	1,620	地域生活支援事業費等補助金 1,620 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 農業費補助金	509	農業農村多面的機能支払事業補助金 509 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 教育振興費委託金	200	学校教育研究委嘱校委託金 200

17 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 財政調整基金繰入金	780,000	43,026	823,026
計	803,000	43,026	846,026

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	43, 026	財政調整基金繰入金 43, 026 増

歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	946,917	2,874	949,791	19. 負担金、補助及 び交付金	2,874
3. 心身障害者福 祉費	1,072,929	8,592	1,081,521	1. 報酬	772
				13. 委託料	7,820
計	4,283,813	11,466	4,295,279		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 母子保健費	253,606	4,318	257,924	1. 報酬	4,218
				12. 役務費 広告料	100 100
3. 健康推進費	217,599	2,117	219,716	1. 報酬	2,117
計	662,125	6,435	668,560		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 福祉推進事業	2,874				2,874	社会福祉協議会運営費補助金 2,874 増
計	2,874				2,874	
1 心身障害児者福祉推進事業	7,820	1,620			6,200	電算関係委託料 7,820 増
3 心身障害者事務事業	772				772	障害者福祉事務 772 増
計	8,592	1,620			6,972	
	11,466	1,620			9,846	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 母子保健活動事業	4,318				4,318	各種診断等業務 広告料 4,218 増 100
計	4,318				4,318	
1 健康推進活動事業	2,117				2,117	各種診断等業務 2,117 増
計	2,117				2,117	
	6,435				6,435	

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 農地費	52, 164	679	52, 843	19. 負担金、補助及 び交付金	679
7. 地域農政推進 対策事業費	429	1, 836	2, 265	13. 委託料	1, 836
計	125, 872	2, 515	128, 387		

8 款 土木費
4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 市街地開発費	72, 642	8, 737	81, 379	13. 委託料	8, 737
計	1, 373, 663	8, 737	1, 382, 400		

9 款 消防費
1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 災害対策費	29, 417	1, 187	30, 604	13. 委託料	225
				15. 工事請負費	962

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 土地改良事業	679	509			170	農業農村多面的機能支払 679 増 事業補助金
計	679	509			170	
1 地域農政推進対策事業	1, 836				1, 836	農業振興地域整備計画策 1, 836 定委託料
計	1, 836				1, 836	
	2, 515	509			2, 006	

単位：千円

単位：円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 市街地開発事業	8,737				8,737	調査測量設計等委託料 8,737 増
計	8,737				8,737	
	8,737				8,737	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			説明		
		特定財源		一般財源			
		国県支出金	地方債			その他	
2 災害対策事務事業	1,187				1,187	草刈委託料 側溝設置工事費	225 962

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	820, 042	1, 187	821, 229		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	103, 396	973	104, 369	1. 報酬	272
				12. 役務費 筆耕翻訳料	182 182
				13. 委託料	519
3. 教育振興費	385, 541	200	385, 741	13. 委託料	200
計	491, 683	1, 173	492, 856		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	248, 794	2, 484	251, 278	15. 工事請負費	2, 484

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	1,187				1,187	
	1,187				1,187	

単位：千円

単位：円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 事務局事務事業	973				973	開設準備委員会委員報酬 272 筆耕翻訳料 182 電算関係委託料 519 増
計	973				973	
1 教育振興事業	200	200				学校教育研究委嘱校委託料 200
計	200	200				
	1,173	200			973	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 小学校施設 維持管理事業	2,484				2,484	各小学校営繕工事費 2,484 増
計	2,484				2,484	

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	307,426	2,484	309,910		

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 文化財保護費	22,815	709	23,524	15. 工事請負費	709
7. 文化会館費	106,492	10,649	117,141	19. 負担金、補助及び交付金	10,649
計	370,074	11,358	381,432		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
	2,484				2,484	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 文化財保護事業	709				709	二村山街路灯設置工事費 709
計	709				709	
2 文化会館維持管理事業	10,649				10,649	施設使用料負担金 10,649
計	10,649				10,649	
	11,358				11,358	